

相続税額の加算金額の計算書 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

第4表 (平成21年4月分以降用)

1 相続税額の加算金額の計算書

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属（孫）を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

| 加算の対象となる人の氏名 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額) | ① | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 相続開始の年の前年分の 相受開続等が開始された 時期にあって、被相続人から 相続時精算課税に係る贈与によ りて取得した財産の価額 (第1表①+第1表②+第1表 ⑤) 被相続人から相続、遺贈や相 続時精算課税に係る贈与によ りて取得した財産などで相続税 の課税価格に算入された財産の 価額 (第1表①+第1表②+第1表 ⑤) 加算の対象とならない相続税額 (①×②÷③) | ② | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | ③ | | | | |
| | ④ | | | | |
| 相続税額の加算金額 (①×0.2) (注) 上記②～④の金額がある場合には、 ((①-④)×0.2) となります。 | ⑤ | 円 | 円 | 円 | 円 |

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑩」欄に転記します。

2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

| 控除を受ける人の氏名 | | | | | |
|------------------------|---|---|-----|-----|-----|
| 相続開始の年の前年分 | 相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税の配偶者控除後の金額) | ① | 円 | 円 | 円 |
| | ①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額) | ② | | | |
| | その年分の暦年課税分の贈与税額 | ③ | 00 | 00 | 00 |
| | 控除を受ける贈与税額 (③×②÷①) | ④ | | | |
| | 贈与税の申告書の提出先 | | 税務署 | 税務署 | 税務署 |
| 相続開始の年の前々年分 | 相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税の配偶者控除後の金額) | ⑤ | 円 | 円 | 円 |
| | ⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額) | ⑥ | | | |
| | その年分の暦年課税分の贈与税額 | ⑦ | 00 | 00 | 00 |
| | 控除を受ける贈与税額 (⑦×⑥÷⑤) | ⑧ | | | |
| | 贈与税の申告書の提出先 | | 税務署 | 税務署 | 税務署 |
| 相続開始の年の前々々年分 | 相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税の配偶者控除後の金額) | ⑨ | 円 | 円 | 円 |
| | ⑨のうち相続開始の日からさかのぼって3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額) | ⑩ | | | |
| | その年分の暦年課税分の贈与税額 | ⑪ | 00 | 00 | 00 |
| | 控除を受ける贈与税額 (⑪×⑩÷⑨) | ⑫ | | | |
| | 贈与税の申告書の提出先 | | 税務署 | 税務署 | 税務署 |
| 暦年課税分の贈与税額控除額計 (④+⑧+⑫) | ⑬ | 円 | 円 | 円 | |

(注) 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額⑫」欄に転記します。